

○スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会運営要綱

平成24年6月1日

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市スポーツ推進計画の実現を目指し、市民、地域、スポーツ関係団体、学校、行政等が協働して活動することについて、市民、関係者等の意見を聴取することを目的にスポーツを楽しむまち逗子推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 懇話会の参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 財団法人逗子市体育協会(平成3年10月28日に財団法人逗子市体育協会という名称で設立された法人をいう。)から推薦された者
- (3) 地域団体から推薦された者
- (4) 逗子市立小学校長会又は逗子市立中学校長会から推薦された者
- (5) その他教育長が必要があると認めた者

2 懇話会への参集の求めは教育長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

3 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会の参加者、第1項第2号から第4号までに掲げる団体から推薦される者等による会議を設けることができる。

(座長及び副座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、参加者の互選により定める。

2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第4条 教育長は、懇話会の開催に当たり、スポーツの推進について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、参加者及びアドバイザー以外の者に対

し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、スポーツ課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。